

白子町第3子以降学校給食費無償化事業について

町では、第3子以降の児童・生徒に係る学校給食費負担者（以下「保護者」という。）の子育てに要する費用の負担を軽減するため、令和5年4月から令和6年3月まで白子町立小中学校に就学する第3子以降の学校給食費の無償化を実施します。

このお知らせは、無償化の対象外となる方も含め、白子町立小中学校に子が通う全ての世帯に配付しています。

なお、無償化の対象となる保護者のみ申請をしてください。

※申請は1世帯で無償化対象者が複数でも1枚の申請でお願いします

無償化の対象となる要件

以下の（１）から（５）を全て満たしている保護者が無償化の対象となります。

- （１） 保護者が３人以上の子を扶養している。
- （２） （１）の子のうち、上から第３番目以降の子が白子町立小中学校で給食の提供を受けている。
- （３） 保護者が扶養している子と生計を一にしていること。
- （４） 生活保護又は就学援助制度等で学校給食費の支援を受けていないこと。
- （５） 学校給食費に滞納がないこと。（完納後に申請をお願いします。）

無償化の対象者の例（丸囲み数字が扶養している子等）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生①	高校生②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例2	大学生①	無就労無就学②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例3	大学生①	高校生②	中学生③	私立中学生④	中学生③
例4	就労者	大学生①	中学生②	小学生③	小学生③
例5	無就労無就学①	就労者	中学生②	中学生③	中学生③
例6	就労者	中学生①	小学生②		該当なし
例7	中学生①	小学生②	未就学児③		該当なし

（裏面へ）

申請方法

- (1) 第3子以降学校給食費減免申請書に、記入例を参考に必要事項を記入してください。
- (2) 申請書に記載された子のうち、白子町立小中学校に在籍している子を除いた全ての子の、有効な健康保険証の写し（コピー）を申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。その際、被保険者の記号番号及び保険者番号の箇所を黒塗りするようにしてください。
- (3) お手持ちの任意の封筒に第3子以降の対象となる子の学校・学年・氏名・保護者名を明記し、のりづけにより封をしてください。（申請書記入例を参照）

申請期限

提出期日：令和5年4月6日（木）まで

提出先

○各学校に提出する場合は、3月24日（金）まで

○白子町教育委員会（青少年センター）に提出する場合は、4月6日（木）まで
9：00～17：00（土日可）

決定通知

審査の結果を記載した決定通知書を後日、学校を通じて配付します。

世帯の状況に変更が生じた場合

決定通知後、世帯の状況に変更が生じた場合（扶養している人数の変更）は、変更の届け出が必要となりますので、学校給食センターまでご連絡ください。

年度途中の申請について

当初申請期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を全て満たすこととなった場合、申請書を速やかに学校へご提出ください。申請が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、ご注意ください。

問い合わせ

白子町学校給食センター TEL：0475（33）3153

白子町教育委員会教育課 TEL：0475（33）2144